

公立大学法人公立鳥取環境大学に置く職及びその選考に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）及び公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）が設置する公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）に置く職ならびにその選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 学則第9条第1項に規定する職員は、法人の職員をもって充てる。

2 前項の職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条各号に定める職務に従事するほか、この規程の定める職務に従事する。

3 事務局に置く職については、別に定める。

(学長)

第3条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

(副学長)

第4条 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は2名以内とし、理事長が任命する。

3 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて次の各号に掲げる業務をつかさどる。この場合において、副学長を2名置くときは、それぞれ学長が指示した業務を分担する。

(1) 学生の教育に関すること（教育担当）

(2) 学生生活、就職の支援に関すること（学生生活・就職担当）

(3) 広報に関すること（広報担当）

(4) 研究活動に関すること（研究担当）

(5) 地域連携、国際交流に関すること（地域連携・国際交流担当）

(6) 情報管理・環境整備に関すること（情報担当）

(7) 自己点検評価、中期計画等に関すること（企画・評価担当）

4 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副学長を任命する理事長の任期の末日以前とする。

(学部長)

第5条 各学部に学部長を置く。

2 学部長は、当該学部の教員の中から理事長が任命する。

3 学部長は、学長の命を受けて、当該学部に関する業務を管掌する。

4 学部長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(研究科長)

第6条 大学院研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科の教員の中から理事長が任命する。

3 研究科長は、学長の命を受けて、当該研究科に関する業務を管掌する。

4 研究科長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(人間形成教育センター長)

第7条 人間形成教育センターにセンター長を置く。

2 センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。

3 人間形成教育センター長は、学長の命を受けて、人間形成教育センターに関する業務を管

掌する。

4 人間形成教育センター長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(人間形成教育センター副センター長)

第7条の2 人間形成教育センターに副センター長を置くことができる。

2 人間形成教育センター副センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。

3 人間形成教育センター副センター長は、上司の命を受けて、センター長を補佐し、人間形成教育センターに関する業務を行う。

4 人間形成教育センター副センター長の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

(副学長補佐)

第8条 本学に副学長補佐を置くことができる。

2 副学長補佐は2名以内とし、理事長が任命する。

3 副学長補佐は、学長の命を受けて、副学長を補佐し次の各号の業務を行う。この場合において、副学長補佐を2名置くときは、それぞれ学長が指示した業務を分担する。

(1) 学生の教育に関すること(教育担当)

(2) 学生生活、就職の支援に関すること(学生生活・就職担当)

(3) 広報に関すること(広報担当)

(4) 研究活動に関すること(研究担当)

(5) 地域連携、国際交流に関すること(地域連携・国際交流担当)

(6) 情報管理・環境整備に関すること(情報担当)

(7) 自己点検評価、中期計画等に関すること(企画・評価担当)

4 副学長補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副学部長)

第9条 各学部に副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、当該学部の教員の中から理事長が任命する。

3 副学部長は、上司の命を受けて、学部長を補佐し、当該学部に関する業務を行う。

4 副学部長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(副研究科長)

第9条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、当該研究科の教員の中から理事長が任命する。

3 副研究科長は、上司の命を受けて、研究科長を補佐し、当該研究科に関する業務を行う。

4 副研究科長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(専攻長)

第9条の3 各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻の教員の中から理事長が任命する。

3 専攻長は、上司の命を受けて、当該専攻に関する業務を管掌する。

4 専攻長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(学科長)

第10条 各学科に学科長を置く。

2 学科長は、当該学科の教員の中から理事長が任命する。

3 学科長は、上司の命を受けて、当該学科に関する業務を管掌する。

4 学科長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(情報メディアセンター長)

第11条 情報メディアセンターにセンター長を置く。

2 情報メディアセンター長は、本学教員の中から理事長が任命する。

- 3 情報メディアセンター長は、学長の命を受けて、情報メディアセンターの管理及び運営に関する業務を管掌する。
- 4 情報メディアセンターセンター長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(情報メディアセンター副センター長)

- 第11条の2 情報メディアセンターに副センター長を置くことができる。
- 2 情報メディアセンター副センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。
- 3 情報メディアセンター副センター長は、上司の命を受けてセンター長を補佐し、情報メディアセンターに関する業務を行う。
- 4 情報メディアセンター副センター長の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

(サステイナビリティ研究所長)

- 第12条 サステイナビリティ研究所に所長を置く。
- 2 サステイナビリティ研究所長は、本学教員の中から理事長が任命する。
- 3 サステイナビリティ研究所長は、学長の命を受けて、サステイナビリティ研究所の管理及び運営に関する業務を管掌する。
- 4 サステイナビリティ研究所長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(地域イノベーション研究センター長)

- 第13条 地域イノベーション研究センターにセンター長を置く。
- 2 地域イノベーション研究センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。
- 3 地域イノベーション研究センター長は、学長の命を受けて、地域イノベーション研究センターに関する業務を管掌する。
- 4 地域イノベーション研究センター長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(地域イノベーション研究センター副センター長)

- 第13条の2 地域イノベーション研究センターに副センター長を置くことができる。
- 2 地域イノベーション研究センター副センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。
- 3 地域イノベーション研究センター副センター長は、上司の命を受けてセンター長を補佐し、地域イノベーション研究センターに関する業務を行う。
- 4 地域イノベーション研究センター副センター長の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

(国際交流センター長)

- 第13条の3 国際交流センターにセンター長を置く。
- 2 国際交流センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。
- 3 国際交流センター長は、学長の命を受けて、国際交流センターに関する業務を管掌する。
- 4 国際交流センター長の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(国際交流センター副センター長)

- 第13条の4 国際交流センターに副センター長を置くことができる。
- 2 国際交流センター副センター長は、本学教員の中から理事長が任命する。
- 3 国際交流センター副センター長は、上司の命を受けてセンター長を補佐し、国際交流センターに関する業務を行う。
- 4 国際交流センター副センター長の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

(特命学長補佐)

- 第13条の5 本学に特命学長補佐を置くことができる。
- 2 特命学長補佐は、理事長が任命する。
- 3 特命学長補佐は、学長の命を受けて、学長が定める特定の事項に関する業務を管掌する。
- 4 特命学長補佐の任期は、1年以内とし、再任は妨げない。

(領域主任)

- 第14条 研究科の各領域に領域主任を置くことができる。
- 2 領域主任は、各領域の教員の中から理事長が任命する。
 - 3 領域主任は、上司の命を受けて、各領域に関する業務を行う。
 - 4 領域主任の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(残任期間の特例)

第15条 第4条から第14条に規定する職の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、大学における職及びその選考に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第34号)

この規程は、平成26年5月12日から施行する。

附 則 (平成27年規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第18号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第7号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第3号)

この規程は、平成31年2月5日から施行する。